

定 款

2022年9月1日改正

英 和 株 式 会 社

英 和 株 式 会 社 定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は英和株式会社と称し、英文ではE I WA C O R P O R A T I O Nと表示する。

(目 的)

第2条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 下記商品に関する売買業、輸出入業、代理業、仲立業、賃貸業並びに加工、設計、施工、修理業
 - (1) 計量器、測定器、分析機器、試験機、測量機械器具、理化学・光学機械器具、制御機器、受信機器、情報通信・変換機器、環境計測機器、検査機器（形状検査、非破壊検査・材料検査機器及びその属具）
 - (2) 建築、土木、工作、鍛圧、輸送、道路維持清掃、荷役運搬、化学工業、通信、医療、農業、畜産業、林業、漁業、倉庫、食品製造加工、纖維、洗净、製粉、製材、製紙、製本、印刷、遊戯、内燃機関、公害防除、公害防止、空調、制御装置、冷蔵、冷凍、冷暖房、圧縮機、包装、荷造等の各種産業用機械器具及びその部品
 - (3) 石炭、石油、天然ガス、鉄、非鉄金属、その他鉱物資源、電線、ケーブル、新素材（金属新素材、ファインセラミックス、高機能性高分子材料、複合材料）の探鉱、選鉱、生産に関する機械及び設備並びにこれらの部品
 - (4) 自動車、圧雪車、鉄道車輌、船舶並びにこれらの部品
 - (5) 半導体及びその付属部品並びに半導体・液晶製造装置並びに検査装置
 - (6) 焼却炉、建築用骨材生産設備機器、し尿塵芥処理設備機器、環境衛生保全設備機器（廃棄物処理機器）
 - (7) ゴルフ場、テニスコート等スポーツ施設の設備機器及びスキーコース用リフト、ロープウェイ等索道設備機器
 - (8) 発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、家庭用電気機械器具、事務用機械器具
 - (9) 駐車場・駐輪場設備機器、エレベーター・エスカレーター

- (10) 風力、地熱、水力、温度差、太陽光、燃料電池を利用した発電用機械器具およびその部品
2. 下記商品に関する売買業、輸出入業、代理業、仲立業
- (1) 建築資材、鉄鋼材、家具、什器、電球、電池、日曜大工道具
- (2) 化学薬品、工業薬品、塩、コールタール、染料、顔料、合成樹脂、合成ゴム、油脂加工製品、石鹼、洗剤、界面活性剤、塗料、医薬品、火薬、農薬、香料、化粧品、接着剤、石油製品、石炭製品、プラスチック製の板・棒・管・異形押出製品・フィルム・シート・成型加工品、ゴム製品、ガラス、木材
- (3) 食料品、酒類、清涼飲料水、茶類、毛皮・皮革製品、織物、衣料用繊維製品、寝具、装身具、室内装飾品、貴金属品、時計、眼鏡、美術工芸品、写真機並びに写真材料、医療用具、衛生用品、日用品雑貨、書籍・雑誌、文房具、楽器、玩具、スポーツ用品、香類、救命具、人体保護具、健康器具、薪炭、肥料、飼料
3. 土木工事、建築工事、設備工事、産業用機械等の据付工事、空調設備工事の企画、設計、施工並びに監理
4. 給排水・衛生設備及び付帯設備に関する各種機械・器具の製造、販売、施工、保守及び輸出入
5. 電気工事業、電気通信工事業、管工事業
6. 古物売買業
7. リサイクル業
8. 各種金属スクラップの売買
9. 省エネルギーに関する設備の売買、設計、施工、修理並びに管理運営
10. 情報提供、情報処理サービス業
11. 電気通信事業法に基づく電気通信事業
12. 工業所有権、著作権、ノウハウ等の無体財産権、システムエンジニアリングの企画、開発、取得、保全、利用、仲介及び販売業
13. コンピューターソフトウェアの開発、販売
14. 経営コンサルタント業
15. 総合リース業及びレンタル業
16. 貨物運送取扱業
17. 一般旅行業
18. 労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業
19. 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
20. 電力売買の仲介
21. 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は本店を大阪市に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は2,071万8百株とする。

(自己の株式の取得)

第6条 当会社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利行使することはできない。

- (1) 会社法第189条2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によつて選定し、公告する。

(株式取扱規則)

第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の

買取、その他株式または新株予約権に関する取扱等及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基 準 日)

第 11 条 当会社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することのできる株主とする。

② 前項にかかわらず、必要がある場合は取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもってその権利行使することができる株主または登録株式質権者とすることができます。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

② 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第 14 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決 議 の 方 法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めある場合を除き、

出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証する書面を、株主総会毎に提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第 4 章 取締役、取締役会及び監査役、監査役会

(取締役会の設置)

第18条 当会社は取締役会を置く。

(監査役及び監査役会の設置)

第19条 当会社は監査役及び監査役会を置く。

(取締役及び監査役の員数)

第20条 当会社の取締役は8名以内、監査役は4名以内とする。

(取締役、監査役の選任及び解任)

第21条 取締役及び監査役は、株主総会において選任する。

- ② 取締役及び監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
- ④ 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって

行う。

- ⑤ 当会社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
- ⑥ 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(取締役及び監査役の任期)

第22条 取締役の任期は選任後2年以内、監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。
- ③ 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条5項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

(代表取締役、役付取締役及び常勤監査役)

第23条 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長1名及び取締役副社長若干名を選定することができる。
- ③ 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(取締役会の招集権者及び議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

- ② 取締役会及び監査役会の招集通知は、会日より3日前までに発するものとする。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会及び監査役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過

半数をもって行う。

- ② 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会及び監査役会の議事録)

第 27 条 取締役会及び監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、取締役会については出席した取締役及び監査役が、監査役会については出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程及び監査役会規程)

第 28 条 取締役会及び監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会及び監査役会において定める取締役会規程及び監査役会規程による。

(報酬等)

第 29 条 取締役及び監査役の報酬等は、株主総会の決議によって各々区分して定める。

(取締役の責任免除)

第 30 条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- ② 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 100 万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(監査役の責任免除)

第31条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

② 当会社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 5 章 会 計 監 査 人

(会計監査人)

第32条 当会社に会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第33条 会計監査人は株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第34条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかった時は、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第35条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第36条 当会社は、会計監査人との間で会社法第423条第1項の賠償責任について法令で定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 6 章 執 行 役 員

(執行役員の選任)

第 37 条 当会社は執行役員を選任し、取締役会の決定した業務の執行を行わ
せることができる。

(執行役員の選任方法)

第 38 条 当会社の執行役員は、取締役会の決議によって選任する。

(執行役員の任期)

第 39 条 執行役員の任期は、選任後 2 年以内の最終の 3 月 31 日までとする。

(執行役員規程)

第 40 条 執行役員の職務、報酬、その他必要事項については、取締役会にお
いて定める執行役員規程による。

第 7 章 計 算

(事 業 年 度)

第 41 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(期 末 配 当 金)

第 42 条 当会社は、株主総会の決議によって毎年 3 月 31 日の最終の株主名
簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭に
による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中 間 配 当 金)

第 43 条 当会社は取締役会の決議によって、9 月 30 日の最終の株主名簿に
記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 4
54 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を
することができる。

(除 斥 期 間)

第 44 条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満 5 年を経過して
も受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

② 未払配当金には利息をつけない。

以 上